

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会の公募委員の選考に関する要綱

制定	令和	3年	5月20日	環境局長決裁
改正	令和	5年	1月18日	環境局長決裁
	令和	5年	4月1日	脱炭素戦略課長決裁
	令和	5年	10月24日	脱炭素戦略課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、1人とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には熊本市環境局環境推進部長を、委員には熊本市環境局環境推進部脱炭素戦略課長及び委員長が指名する者をもって充てる。

3 前項の委員長が指名する者は、熊本連携中枢都市圏を構成する市町村（熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町）の職員を充てられるものとする。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は次のとおりとする。

- (1) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (2) その他、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、熊本市環境局環境推進部脱炭素戦略課とする。

(選考手続)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、選考委員会で決定する各審査項目について10段階で評価し、平均5点（以下「基準点」という。）以上かつ上位の者から選定する。

2 応募者がいずれも基準点に達しない場合は、候補者を選定しないものとする。候補者が委員の就任を辞退し、他に基準点を満たすものがいなくなったときも同様とする。

(選考後の手続)

第9条 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。

2 熊本市長は前項の候補者に対し、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会の委員就任についての同意を得るものとする。

3 前項の候補者が辞退した場合には、次の点の者を候補者として繰り上げるものとする。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。

4 熊本市長は、前3項の手続の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和5年1月18日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和5年4月 1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和5年10月24日から施行する。